

○厚生労働省告示第二百六十八号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一項各号列記以外の部分中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に、「第五号の四まで及び第十一号」を「第五号の五まで、第十一号、第十三号及び第十五号」に改め、「第九号の四まで」の下に「、第十二号及び第十四号」を加え、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「第六号及び第十一号」を「第六号、第六号の二及び第十五号」に、「第十号の四」を「第十号の五」に改め、同項第四号の四中「第九号の四及び第十号の四」を「、第五号の五イ、第九号の四、第十号の四及び第十号の五イ」に改め、同項第五号から第五号の三までの規定中「法」を「平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法」に改め、同項第五号の四中「基金が解散した日まで」を「平成十七年九月三十日まで」に、「法」を「平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法」に、「第二号に掲げる」を「第二号の規定の例により計算した」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の五 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第六十五条第三項の規定により

当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

ロ 令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ解散基金加入員に係る厚生年金保険法第六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成十七年 月 厚生労働省告示第 号。第十号の五ロにおいて「平成十七年告示」という。）の規定により計算した額

第一項第六号中「に係る」の下に「法第六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定による改正前の」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 平成十七年十月一日から連合会が解散した日までの間に確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百条の二第三項の規定により、確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を

移転した基金の加入員及び加入員であつた者に係る確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成十七年 月厚生労働省告示第 号）の規定により計算した額に、当該基金が権利義務を移転した日の翌日が属する月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第八号の四中「解散基金加入員」の下に「（確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）」を加え、同項第十号から第十号の三までの規定中「法」を「平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法」に改め、同項第十号の四中「連合会が解散した日まで」を「平成十七年九月三十日まで」に、「法」を「平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法」に、「第二号に掲げる」を「第二号の規定の例により計算した」に改め、同項第十号を同項第十五号とし、同項第十号の四の次に次の五号を加える。

十の五 平成十七年十月一日から連合会が解散した日までの間に法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

ロ 令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十七年告示の規定により計算した額

十一 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四十四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ当該基金が移換を受けた年金給付等積立金（法第三百三十二条第二項に規定する額に相当する額に限る。以下この号から第十四号までにおいて同じ。）の額に、当該基金が権利義務を承継した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十二 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四十四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額に、当該基金が権利義務を移転した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額

を合算した額

十三 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四十四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ当該基金が移換を受けた年金給付等積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十四 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四十四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を移換した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金を移換した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第二項中「第十一号」を「第十五号」に改め、第五項中「合併若しくは分割又は法令の規定による基金間の権利義務の移転（以下「合併等」という。）を「合併等（合併若しくは分割又は平成十七年九月三十日以前の基金間の権利義務の移転及び承継をいう。以下同じ。）」に改め、第六項中「（平成十三年法律第五十号）」を削り、第七項中「第十項」を「第十一项」に改め、第八項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」とあるのは、「第三号の二、第三号の三、

第五号の二及び第五号の三」を「第二号から」とあるのは「第二号、第三号の二から」と、「第五号から」とあるのは「第五号の二から」に、「第九号の四まで」を「第九号の四」に、「第七号の三」を「から第七号の四まで」に、「第八号の三」を「から第八号の四まで」に、「及び第九号の四」を「から第九号の四」に改め、「第三号の三、第五号の二及び第五号の三」を削り、第九項中「から第五号の四まで及び第十一号」を削り、「及び第五号の三」を「第三号の四、第五号の三」に、「第八号の三及び第九号の三」を「七号の四、第八号の三、第八号の四、第九号の三、第九号の四」に改め、第十項中「平成十七年四月一日以後」を「平成十七年四月一日以後平成十七年十月一日前」に、「第五号の四まで及び第十一号」を「第五号の五まで」に、「第五号の四及び第十一号」を「第五号の四、第五号の五」に、「及び第九号の四」を「第九号の四」に改め、「平成十一年十月」を「同項第三号の四中「平成十七年四月」及び「あつた月」の下に「から」を加え、第十項中「第十一号」を「第十五号」に改め、同項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 平成十一年十月一日以後に合併等があつた基金（平成十七年十月一日以後に合併等があつた基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の五まで」とあるのは「第三号の四、第五号の四、第五号の五」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の四、第八号の四、第九号の四」と、同項第二号中「平成

十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の四及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあり、同項第十一号から第十四号までの規定中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。